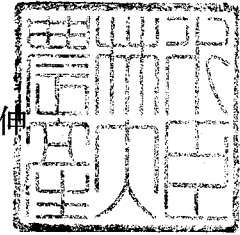




16消安第6970号
平成16年12月3日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての再審査をすること。

- (1) 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン（日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン）
- (2) 牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン（日生研 BEF・IK 混合不活化ワクチン、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン“化血研”及び“京都微研”、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン）
- (3) 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（IB TM 生ワクチン“化血研”）
- (4) リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体（リン酸チルミコシン20%）及び豚の飼料添加剤（動物用プルモチルプレミックス-20、同-50、同-100）
- (5) ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤（みつばち用アピテン）

